

十九 一	八 利 行 価 率 格 日	七 行 行 單	六 低 額 面 金	五 額 額	四 法 方	三 用 替 法 の 適	二 發 行 條 項 及 び	一 號 稱 及 び 記	省 令 第 三 十 号 ）	財 務 省 告 示 第 二 百 七 十八 号
年額平す額の振替 一面成るの記替 ・金二。整載法 五額十 百 パ 百 セ ン ト ト き 百 円 十 六 錢	五百八 万百百 円八三 数又は規 倍の記定 金録に 額はよ に、よ る最振 るも額 のと	二八 十万 金よ 取機 額る 十円 円二億 二百三 百八百 三十 一億七 万四千 四千	額い 面に集 金によ 取機 額る で発機 二百三 百八百 三十 一億七 万四千 四千	募 替 機 扱 機 發 行 方 法	振 替 機 扱 機 發 行 方 法	の 適 用 を 受 け る も の と し 、そ の と す る。	社 債、 株式等 の振替 に受け るもの とし、 その とす る。	特 別 会 計に 関する 法律（ 平成十 三年法 律第七 七十五 号）	利付 国庫債券 （十年） （第三百一 六号）	財務大臣 与謝野馨
年額平す額の振替 一面成るの記替 ・金二。整載法 五額十 百 パ 百 セ ン ト ト き 百 円 十 六 錢	五百八 万百百 円八三 数又は規 倍の記定 金録に 額はよ に、よ る最振 るも額 のと	二八 万百 円八三 十円 円二億 二百三 百八百 三十 一億七 万四千 四千	額い 面に集 金によ 取機 額る で発機 二百三 百八百 三十 一億七 万四千 四千	募 替 機 扱 機 發 行 方 法	振 替 機 扱 機 發 行 方 法	の 適 用 を 受 け る も の と し 、そ の と す る。	社 債、 株式等 の振替 に受け るもの とし、 その とす る。	特 別 会 計に 関する 法律（ 平成十 三年法 律第七 七十五 号）	利付 国庫債券 （十年） （第三百一 六号）	財務大臣 与謝野馨
年額平す額の振替 一面成るの記替 ・金二。整載法 五額十 百 パ 百 セ ン ト ト き 百 円 十 六 錢	五百八 万百百 円八三 数又は規 倍の記定 金録に 額はよ に、よ る最振 るも額 のと	二八 万百 円八三 十円 円二億 二百三 百八百 三十 一億七 万四千 四千	額い 面に集 金によ 取機 額る で発機 二百三 百八百 三十 一億七 万四千 四千	募 替 機 扱 機 發 行 方 法	振 替 機 扱 機 發 行 方 法	の 適 用 を 受 け る も の と し 、そ の と す る。	社 債、 株式等 の振替 に受け るもの とし、 その とす る。	特 別 会 計に 関する 法律（ 平成十 三年法 律第七 七十五 号）	利付 国庫債券 （十年） （第三百一 六号）	財務大臣 与謝野馨

十三

初期利子

に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿に記載されることは、前記(一)中の口座に記載されたものについては、前記(二)から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時ににおいて取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(三)の算式により算出された金額(一)を乗じた金額)を控除するものが適用を受ける所徴税の税率を適用する人が該当する場合に、前記(四)の算式により算出された金額(一)を乗じた金額(二)を控除す

額面金額の総額× $\frac{1.5}{100} \times \frac{16}{365}$

各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとす
る。

十
八
七
六
五

払
込
期
日
払
利
所
支
元
場
金
額
償
還
金
限
償
還
期
子
後
の
利
以

額面金額 $\times \frac{1.5}{100} \times \frac{1}{2}$

平 日 額 平 る い 日 每
成 本 面 成 利 て を 年
二 銀 金 三 子 、 支 六
十 行 額 十 を そ 払 月
一 百 一 支 の 期 二
年 円 年 払 日 と 十
七 に 六 う 以 し 日
月 つ 月 。 前 、 及
六 き 二 六 各 び
日 百 十 月 支 十
円 日 間 払 二
に 期 月
属 に 二
す お 十